

こと。

- (7) 国と地方公共団体を通じた規制緩和により、手続面の簡素化を図ること。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクスの展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

## 第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

### 1 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱高の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる市場の卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

	青果物卸売業者	水産物卸売業者	花き卸売業者
地方卸売市場 (水産物産地市場 を除く)	百万円 80	百万円 150	百万円 80

(注) この表に示す水準は、平成10年度の価格水準で示したものである。

- (2) 卸売業者の経営状況の悪化に対処し、卸売業者の経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減を図ること。  
また、経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。
- (3) 管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。
- (5) 消費及び供給の動向に対応した集荷販売力の強化と商品開発能力の向上に努めること。